

南部地域振興会議の設置について

経 過

平成18年 9月27日 東海道新幹線(仮称)南びわ湖駅設置促進協議会臨時総会
規約改正(正・副会長会議の設置)

以降、栗東市等から県に対して、正・副会長会議等の場で「新駅が凍結された場合における代替案を提示すべき」との意見あり。

平成19年 1月19日 促進協議会正・副会長会議

県から「新幹線新駅を前提としない地域振興策の方向性に関する県の考え方(案)」を幹事会で報告したが、県と関係市で「地域振興策」の定義等について考え方の隔たりがあり、共通認識のもとで議論することが困難であると考えられたことから、これを正・副会長会議に提案することを見送った旨を報告。

平成19年10月12日 促進協議会正・副会長会議

県から「県南部地域における地域振興の方向性に関する県の考え方(案)」を示し、(仮称)南部地域振興会議の設置を提案したが、具体的な議論までには至らず。

平成19年10月28日 促進協議会総会

会長報告事項で、今後の諸課題に対する県の基本的な方針の一つとして、「県、関係市等で構成する(仮称)南部地域振興会議を設置し、具体的な振興策等を検討する」旨を報告。

平成19年10月31日 新幹線新駅設置工事に係る協定類が終了

平成20年 2月14日 促進協議会正・副会長会議

県から再度、(仮称)南部地域振興会議を設置することを提案し、同会議を年度内に設置することで合意

南部地域振興会議の設置趣旨

平成19年10月末をもって新幹線新駅設置工事に係る協定類が終了し、新駅計画は中止となったが、県南部地域の活性化は、県および関係市にとっては重要な課題であると考えられる。

また、東海道新幹線(仮称)南びわ湖駅設置促進協議会正・副会長会議でのこれまでの議論を踏まえ、新駅を前提としない県南部地域振興の在り方等について、新駅計画の中止による影響を勘案しつつ、検討していく必要があるものと考えられる。

こうしたことから、今後の県南部地域の振興の中長期的な指針となるものを策定することとし、これを県と関係市等との協働により検討するための組織として、「南部地域振興会議」を設置する。

南部地域振興会議設置要綱

(設置)

第1条 東海道新幹線(仮称)南びわ湖駅(以下「新駅」という。)設置に係る協定類の終了に伴い、新駅を前提としない県南部地域の振興に係る中長期的な指針を県と関係市等との協働により検討するための組織として、南部地域振興会議(以下「振興会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 振興会議は、滋賀県、大津市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市および湖南市(以下「構成団体」という。)をもって組織する。

(所掌事務)

第3条 振興会議の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 県南部地域の振興に係る中長期的な指針の検討に関する事
- (2) その他振興会議の目的を達成するために必要な事項に関する事

(構成員)

第4条 振興会議の構成員は、構成団体の企画担当部長またはその職に準ずる者および構成団体の長が推薦する者をもって充てることとし、別に定めるものとする。

2 振興会議は、必要があると認めるときは、オブザーバーを置くことができる。

(議長)

第5条 振興会議に、会議の事務を総括する議長を置く。

- 2 議長は、構成員の互選により選任する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 振興会議の会議は、議長が招集する。

2 議長は、必要があると認めるときは、振興会議の会議に、会議の議事に関係のある者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 振興会議に、その所掌事務の円滑な実施に関し必要な事項を処理させるため、幹事会を置く。

2 幹事会の幹事は、構成団体の企画担当課長またはその職に準ずる者をもって充てることとし、別に定めるものとする。

(庶務)

第8条 振興会議の庶務は、滋賀県において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、振興会議の運営に関し必要な事項は、振興会議の構成員の協議により定める。

付 則

この要綱は、平成20年3月24日から施行する。